

こ保第338号
令和3年5月7日

保護者の皆様

保育課長

新型コロナウイルスに対する寝屋川市の対応フェーズについて（通知）

国が緊急事態宣言の期間を延長しました（5月12日（水）から5月31日（月）まで）。それに伴い、本市では【フェーズ5】を維持し、市立保育所においては、下記のとおりの対応としますのでお知らせします。

ただし、【フェーズ5】に規定している内容は、「最大値」であり、現時点でお願いしなければならない内容は、下記の枠内の色付けしている部分です。

記

1 市立保育所における対応

- (1) フェーズの延長：5月12日（水）から5月31日（月）まで
- (2) 【フェーズ5】の内容（保育所部分抜粋）

・市立保育所：原則、休所とする。（限定保育）

ただし、世帯員のいずれかに医療、消防、警察、福祉施設（介護、障害、保育、留守家庭児童会）従事者がいる世帯に限り、保育所を利用できるものとする。

また、親族等に預けるなど、家庭での保育が困難な世帯で、次のいずれかに該当する場合は、利用できるものとする。

- 1 小規模事業所等、勤務しなければ事業継続が困難な方
- 2 その他、家庭での保育が著しく困難であると市が認めた世帯

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

●「市立保育所」につきましては、本来、「原則、休所とする。（限定保育）」とするところですが、「原則、家庭での保育」とします。なお、5月11日まで「原則、家庭での保育」としていましたが、緊急事態宣言の延長に合わせ、5月31日までとします。（保育所は、集団生活で密となり、また、年齢によってはマスクの着用が難しいなど、感染リスクが高くなることから御家庭での御協力をお願いします。）

※「家庭での保育」の効果が見られない場合は、「原則、休所（限定保育）」とします。

※民間保育園等についても同様の要請を行います。

2 保育料・給食費の取り扱いについて

■保育料について

要請に基づき、家庭での保育の協力を行った児童に対する保育料については、国が示す方針等に則り、対応する予定としております。

還付手続き方法等につきましては、昨年と同様と考えておりますが、決定次第、御連絡させていただきます。

■給食費について

要請に基づき、家庭での保育の協力を行った児童に対する給食費については、還付・減額での対応を予定しております。

手続き方法等につきましては、昨年と同様と考えておりますが、決定次第、御連絡させていただきます。

3 その他

「原則、家庭での保育」をお願いしておりますが、就労状況等により家庭での保育が困難な場合や、理由を問わず、保護者が保育所等の利用を希望する場合は、保育所等を利用してください。